

様式5 農用地利用集積等促進計画書（所有者→機構→借受者）

捨印 捨印 捨印

地域計画

1 各筆明細

区分	1 設定	申出人	権利の設定をする者「甲」（所有者）	住所	武雄市 町大字 番地	固定電話	- -	（ ） 農業者年金受給者			
				氏名・名称		携帯電話	- -	（ ） 納税猶予該当者			
			農地中間管理機構 「乙」	住所	佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号	代表電話	0952-20-1590				
				氏名・名称	公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 島内利昭						
			権利の設定を受ける者「丙」（借受者）	住所	武雄市 町大字 番地	固定電話	- -	（ ） 農業者年金受給者	従事日数		
				氏名・名称		携帯電話	- -	（ ） 納税猶予該当者	日		

権利の設定をする土地 (A)					設定する権利 (B)										
番号	所在 【武雄市】				現況地目 (該当に○)	面積 (㎡)		該当に○	利用内容 (該当に○又は記入)	始期	終期	存続期間	借賃		新規・更新 の別
	町	大字	字	地番		現況	賃料算定						10a 当り	年額	
1					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
2					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
3					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
4					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
5					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
6					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
7					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
8					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
9					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
10					田・畑			賃借権・使用貸借	米・麦・大豆	R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	円 (kg)	新規・更新
合計	筆数		筆	面積	㎡	(A) 借賃計	円	(B) 手数料 (1%) + 消費税等	円	所有者総計 (A-B)	円 (kg)	借受者総計 (A+B)	円		

※借賃の支払方法

- ・ 10月1日に権利設定があるものを対象とし、丙は乙へ、存続期間の毎年12月10日（金融機関が休日の場合は翌営業日）までに下記口座へ振込み又は口座振替により賃料を支払う。
- ・ 10月1日に権利設定があるものを対象とし、乙は甲へ、存続期間の毎年12月25日（金融機関が休日の場合は前営業日）に、指定口座に賃料を支払う。
- ・ 甲と丙は、手数料として、毎年賃料の1%とその手数料にかかる消費税等を負担する。乙は、借賃計から手数料等を差し引いた額を甲に振込み、丙は借賃計に手数料等を加えた額を乙に納入する。
- ・ 各筆の借賃年額は、100円未満切り捨てとし、太枠内（借賃の年額・借賃計・手数料＋消費税等・所有者総計・借受者総計）は公社で記入する。
- ・ 物納については、「甲」と「丙」自らの責によるものとし、受渡しについては、「乙」を介せず直接行うものとする。

共通事項（別紙）を了承し、この計画に同意する。

権利の設定をする者「甲」 フリガナ 氏名・名称 ㊟ （同意日：令和 年 月 日）

農地中間管理機構 「乙」 氏名・名称 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 島内利昭 ㊟ （同意日：令和 年 月 日）

権利の設定を受ける者「丙」 フリガナ 氏名・名称 ㊟ （同意日：令和 年 月 日）

※同意日は、押印日を記入

《添付書類の一部省略》 (D) ※該当の場合□にチェック

前回添付した定款の内容に変更がない場合

農業委員会が農地所有適格法人であると認めた場合

農業委員会が各要件を備えていると認めた場合

総計 Kg